

西神納地域まちづくり協議会

令和4年度通常総会

議案書



◆つながりと支え合いの西神納◆

住民同士のつながりをも深め、支え合いながら安心して暮らし

続けられる地域を目指して

目次

1 議 題

第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

令和3年度 事業報告・・・・・・・・・・ P. 1～P. 3

令和3年度 会議等の開催状況・・・・・・・・ P. 4～P. 5

令和3年度 収支決算・・・・・・・・・・ P. 6

令和3年度 監査報告書・・・・・・・・・・ P. 7

第2号議案 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和4年度 事業計画（案）・・・・・・・・ P. 8～P. 11

令和4年度 収支予算（案）・・・・・・・・ P. 12

第3号議案 西神納地域まちづくり協議会役員の承認について

役員の承認について・・・・・・・・・・ P. 13

2 運営委員及び代議員名簿・・・・・・・・ P. 14

3 西神納地域まちづくり協議会規約・・・・・・・・ P. 15～18

第1号議案

令和3年度事業報告及び収支決算の承認について

令和3年度事業報告及び収支決算について、別紙により承認を求めます。

令和4年4月6日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会長 竹内 友二

令和3年度 事業報告

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	効果・課題等
【地域事業】			
神林地区敬老会	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
地域交流事業 西神納ふるさと夏祭り	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
地域交流事業 ミニ体育祭	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
連携事業 3協議会合同防災研修会	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
連携事業 まちづくり活動推進研修	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止した。	
連携事業 神林地区生活支援協議体	5月20日 ～ 3月22日	神林地区生活支援協議体等と連携して、支え合いの地域づくりを推進した。	
連携事業 関係人口創出・拡大事業	通年	事業を通じて、将来的な地域の担い手となる関係人口の創出を図る。5つのまちづくり協議会と関係団体が協力して事業を実施した。	小・中学校の子どもたちに協力してもらい、活気のあるイベントが開催できた。
連携事業 神納小学校運動会	共催事業 を中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。そのため共催事業を中止した。	
連携事業 神納小学校文化祭	共催事業 を中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施。そのため共催事業を中止した。	
連携事業 神納小学校卒業式	3月24日	神納・神納東・西神納まち協が連携し、卒業式に飾る鉢花を寄贈。	3協議会の連携を深め、卒業式を華やかにすることが出来た。
連携事業 神林中学校	1月11日	5つのまちづくり協議会が連携し、交通指導用ベスト、スピーカーマイクを寄贈した。	小中学校と3協議会の連携を深めることができ、今後も互いの協力体制を気づくことができた。
新型コロナウイルス等感染防止対策集落事業	12月～3月	集まりやすい環境整備事業として、集会施設へ新型コロナウイルス等感染防止対策機器等の導入事業を実施。	集落施設へ集まりやすい環境を整え感染防止対策を行った。

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	効果・課題等
【集落事業】			
南田中 集落周辺ゴミ・缶拾い作業	10月10日	集落住民が集まり、集落周辺の清掃活動を実施。 【参加者：57名】	集落周辺のごみが無くなりきれいになった。コロナ禍により色々な事業が中止の中、集落住民の交流が図られた。
牧目 賽の神	1月10日	賽の神の行事を後世に伝え、家内安全、五穀豊穡、無病息災等を祈願した。	コロナ禍により色々な事業が中止の中、集落住民の交流が図られた。
九日市 コロナ禍により事業の中止	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
松喜和 集落清掃	7月18日 11月7日	集落内のごみ拾い、草刈、神社、側溝などを一斉に掃除。 【参加者：約90名】	子どもたちが保護者以外の大人とも顔見知りになることで、世代間交流を図ることができている。
松喜和 松喜和ウォーキング	4月3日	松喜和ふれあいセンターから塩谷にある駐車場までウォーキングを行った。	地域内の交流を図ることができた。
今宿 空缶・ゴミ拾い、花植作業	6月6日	集落周辺のペットボトル、空缶、ごみの清掃活動。各家庭に花の苗、土、プランターを配布し美化活動を実施した。【37名】	皆さんの協力で作業ができた。次年度は花壇の整備を行い全員で花植作業を行いたい。
大塚 環境整備	8月22日	集落住民で公園、公共用地等の草刈りを行い集落内の美化を図った。 【参加者：13名】	集落が住民によってきれいになった。
大塚 花いっぱい運動	6月13日	集落住民で花壇とプランターに植栽を行い公園とふれあいセンターの美化を図った。	集落住民の交流が図られた。
瀧端 環境整備 公園の草刈り他	6月6日 8月1日	集落住民で公園の草刈りや周辺の環境整備を実施。	公園周辺の整備を実施し、コロナ対策を行い交流が図られた。
高御堂 花いっぱい運動	6月13日 9月12日	公園内の草刈りと、スイセンの球根の植栽と各家庭に球根を配付し環境美化を図った。【参加者：12名】	各家庭に球根の配付を行い、集落内の美化につとめた。
高御堂 環境整備活動と交流会	8月8日	集落内のゴミ拾いと公園の草刈りを行った。【参加者：12名】	コロナ対策をしっかりと行い実施。
小口川 コロナ禍により事業の中止	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
新飯田 コロナ禍により事業の中止	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	
岩船駅前 コロナ禍により事業の中止	中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を中止した。	

【会議等の開催】

■通常総会

令和3年4月22日 令和3年度 通常総会 令和3年度 西神納地域まちづくり協議会議題を書面議決により実施。

○評議委員・代議員の回答件数

代議員総数 22名

回答者数 22名

○審議事項及び議決事項

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算の承認について

承認件数 22件 不承認件数 0件 無効件数 0件

第2号議案 第4次西神納地域まちづくり計画（案）について

承認件数 22件 不承認件数 0件 無効件数 0件

第3号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

承認件数 22件 不承認件数 0件 無効件数 0件

提案した全ての議案について、規約12条に基づき代議員の過半数の承認を持って可決された。

■役員会議

- 6月22日 第1回運営委員会の打合せ
- 7月16日 コロナ禍における事業について
- 9月17日 運営委員会の開催及び事業について
- 12月10日 コロナウイルス対策事業について
- 3月2日 運営委員会の書面議決等について
- 3月11日 決算、次年度の計画等について

■神林地区まちづくり協議会連絡会議等

12月20日 第1回神林地区まちづくり協議会連絡会議

- (1) 副座長の選出について
- (2) 令和3年度まちづくり協議会合同研修会の開催について
- (3) まちづくりアンケート中学生以上全住民アンケート調査の実施について

2月10日 打合せ会議（ささえーる隊終了後）

- (1) 令和4年度神林地区内まちづくり協議会通常総会の開催方法について
- (2) まちづくり協議会の予算及び執行見込みについて
- (3) まちづくり新聞（合同号）の校正について
- (4) 神林地区関係人口創出事業について

■生活支援協議体（かみはやし互近所ささえ〜る隊）会議等

- 5月20日 第1回神林地区生活支援協議体会議
- 7月29日 第2回神林地区生活支援協議体会議
- 7月10日 生活支援協議体会議 消防団とのワークショップ
- 7月24日 生活支援協議体会議 消防団とのワークショップ
- 12月2日 第3回神林地区生活支援協議体会議
- 2月10日 第4回神林地区生活支援協議体会議
- 3月22日 1層・2層合同研修会

■神林地区関係人口創出事業実行委員会等

- 7月27日 第1回関係人口創出事業実行委員会
- 8月5日 事業実施団体と打合せ
- 8月19日 第1回役員・部会長・共催者会議
- 9月21日 第1回役員・部会長会議
- 10月23日 「ハロウィン&かかし祭」
- 24日 「ハロウィン&かかし祭」
- 12月13日 第2回役員・部会長会議
- 3月28日 第3回役員・部会長会議
(コロナ禍により持ち回り決議とした)

■東京2020オリンピック聖火リレー

- 6月5日 聖火リレー沿道盛り上げ隊

■その他の会議

- 1月14日 神納小学校と連携事業について打合せ

■まちづくり新聞等の発行

- 6月15日 西神納地域まちづくり新聞第19号発行
- 3月1日 市報むらかみ「まちづくり元気マガジン」
- 3月15日 神林地区版第13号発行

令和3年度 西神納地域まちづくり協議会 収支決算

1 収入

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正額	補正後予算額①	決算額②	比較②-①	説 明
1 交付金	1,677,000	0	1,677,000	877,000	-800,000	・地域まちづくり交付金 877,000円
2 諸収入	540	0	540	12	-528	・ふるさと夏祭り売上 0円 ・利子 12円
3 繰越金	1,107,460	0	1,107,460	1,107,460	0	・前年度繰越金
合 計	2,785,000	0	2,785,000	1,984,472	-800,528	

2 支出

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用額	流用後予算額①	決算額②	比較②-①	説 明
1 報償費	262,000	0	262,000	262,000	0	・会長 24,000円×1名=24,000円 ・副会長 18,000円×1名=18,000円 ・監事 2,000円×2名=4,000円 ・運営委員 12,000円×18名=216,000円
2 会議費	50,000	0	50,000	0	-50,000	・お茶代 2,332円 ・会場借上げ料 0円
3 事務費	150,000	26,731	176,731	176,731	0	・事務用品 139,341円 ・印刷費 34,200円 ・振込手数料 3,190円
4 研修費	120,000	0	120,000	1,000	-119,000	・費用弁償 1,000円
5 事業費	1,260,000	0	1,260,000	502,720	-757,280	
集落事業	600,000	0	600,000	222,480	-377,520	・南田中 69,982円 ・牧目 15,000円 ・九日市 0円 ・松喜和 16,952円 ・今宿 41,339円 ・大塚 16,982円 ・潟端 22,225円 ・高御堂 40,000円 ・小口川 0円 ・新飯田 0円 ・岩船駅前 0円
地域事業	660,000	0	660,000	280,240	-379,760	・神納小学校運動会 0円 ・ふるさと夏祭り 0円 ・ミニ体育祭 0円 ・神納小学校文化祭 0円 ・神林中学校連携事業 10,000円 ・神納小学校卒業式 9,810円 ・関係人口創出事業 150,000円 ・生活支援協議体事業 10,000円 ・合同防災研修事業 100,430円
6 予備費	943,000	-26,731	916,269	897,768	-18,501	・新型コロナウイルス感染防止対策集落事業
合 計	2,785,000	0	2,785,000	1,840,219	-944,781	

[収入合計] 1,984,472

[支出合計] = 1,840,219 =

[次年度への繰越金] 144,253

監査報告書

令和3年度 西神納地域まちづくり協議会の事業及び会計について、事業報告書、
収支決算書並びに関係書類を監査した結果、適正に執行、処理されていることを認める。

令和 4年 4月 4日

監事 小川 清



監事 大倉 与晴



第2号議案

令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）の承認について

令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙により承認を求めます。

令和4年4月 6 日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会長 竹内 友二

令和4年度 事業計画 (案)

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
【地域事業】			
神林地区敬老会	6月18日	神林地区敬老会への参画：歳祝いの方を対象に式典を実施。敬老会対象者へ紅白まんじゅうをお配りします。	
地域交流事業 西神納ふるさと夏祭り	8月6日	子ども達に夏休みの思い出を作ると共に、地域住民の交流、地域の活性化を図る。	
地域交流事業 ミニ体育祭	10月9日	スポーツを通じて地域住民の健康増進と地域の連帯感と親睦、交流を図る。	
中学生以上全住民アンケート調査	6月～3月	平成29年度に実施の中学生以上全住民アンケート調査から5年が経過し、少子高齢化や小中学校の統合、また地域の役員不足など地域を取り巻く環境が変化していることから、神林地区全体で実施。	新規
連携事業 3協議会合同防災研修会	6月下旬 ～7月上旬	防災意識の高揚と、近年自然災害が頻発している状況の中で、災害時に迅速に避難運営ができる体制作りとして、地域住民の指定避難場所である神林中学校を会場に合同防災研修会を実施。	
連携事業 まちづくり活動推進研修	未定	地域間の連携を図っていくことを目的に、5地域まち協議会委員の合同により、研修及び情報交換を行う。	
連携事業 神林地区生活支援協議体	未定	神林地区生活支援協議体等と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。	
連携事業 関係人口創出・拡大事業	通年	事業を通じて、将来的な地域の担い手となる関係人口の創出を図る。5つのまちづくり協議会と関係団体が協力して事業を実施する。	
連携事業 神納小学校運動会	5月21日	地域住民が学校とのつながりを深められるよう、学校と3つのまちづくり協議会で連携して実施する。	
連携事業 神納小学校文化祭	10月23日	地域住民が学校とのつながりを深められるよう、学校と3つのまちづくり協議会で連携して実施する。	
連携事業 神納小学校、卒業式、ほか	3月24日 (卒業式)	地域住民が学校とのつながりを深められるよう、学校と3つのまちづくり協議会で連携して実施する。	
連携事業 神林中学校	未定	神林中学校の事業に5つのまちづくり協議会が協力して参画する。	

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
【集落事業】			
南田中 植栽活動	6月	集落住民でプランターに花を植え、集落センターと小学生の登校時の集合場所に設置する。	
南田中 集落講習会	10月	集落の要望を聞き、テーマを決めてから開催する。講習会の講師は市の「出前講座」を利用する。	
南田中 収穫感謝祭	10月	集落周辺の空き缶、ゴミ拾いを行い、終了後には、交流会を実施する。集落の各団体と共催する。	
牧目 七夕祭り	8月6日	子供会を中心に作った山車を引き、集落内を練り歩き、傘ぼこを担いだ青年たちが豊年満作を唱え各家庭を回る。	
牧目 神楽前夜祭	8月下旬	まちづくりの運営委員が中心となり、毎年企画内容を検討し、集落内の交流と活性化を図る。	
牧目 賽の神	1月中旬頃	集落伝統行事の賽の神を後世に伝え、家内安全・五穀豊穡・無病息災を祈願する。	
九日市 収穫感謝祭	10月上旬	区の子どもからお年寄りまで集まって、ゲームやカラオケ、食事会を行い、親睦を図る。	
松喜和 集落清掃	4, 7, 11月頃	空き缶拾いや側溝清掃などを集落住民で行い、集落の環境美化を図る。	
松喜和 お幕場ウォーキング	4月上旬	住民の健康、地域への愛着増進を図るため、お幕場を散策し住民交流を深める。	
松喜和 納涼祭	8月中旬	集落住民が集い、カラオケや抽選会などで住民の交流と親睦を深める。	
松喜和 芋煮会	11月6日	集落住民が一堂に集い、芋煮会を実施し、住民の親睦を深める。	
今宿 集落美化活動	6月上旬	集落周辺のペットボトル等のごみ拾い、花植え作業を実施する。	
今宿 地蔵様祭り	7月下旬	集落子ども会で祭り前に掃除、当日、お参りに来た皆さんを迎えてくれます。	
今宿 集落夏親睦会	8月中旬	毎年恒例の行事で、近年はコロナウイルス感染で中止していたが、今年度は実施できれば。	
今宿 賽の神	1月上旬～ 中旬	岩船駅前集落と合同で実施。協力して準備し、住民の無病息災と五穀豊穡を祈念する。	
今宿 地区敬老会	実施出来たら	お茶菓子の準備し敬老を祝う。	

取組項目 (事業名等)	実施時期	取組内容	備考
【集落事業】			
大塚 花いっぱい運動	6月12日	集落住民で花壇とプランターに花の植栽を行う。	
大塚 環境整備	4月 3日 8月21日	ごみ拾い、江浚い、公園の草刈り、通学路、公共 用地の草刈りを実施する。	
潟端 花見と交流会	4月頃	集落のオアシス広場の桜が見ごろのころ、集落住 民で花見を行い、懇親を深める。	
潟端 花いっぱい運動と公園、集 会所周りの整備	6月頃	プランターに花の植栽を行い、集会所周りの草刈 りと、公園の草刈りを行う。	
潟端 収穫感謝祭	11月頃	今年度の農作物の収穫に感謝し、集落住民全員で 祝う。	
潟端 賽の神	1月頃	集落住民の無病息災及び五穀豊穡を祈願する。	
高御堂 花いっぱい運動	6月12日予 定	集落住民で公園内の花壇を整備し花植えや、球根 を植え慰労会を開催し親睦を図る。	
高御堂 環境整備活動と交流会	8月7日予定	集落内のごみ拾いと公園の草刈りを行い、気持ち よくお盆を迎える準備をし交流会で親睦を図る。	
小口川 地域交流会	7月末	集落住民の交流を図るため、バーベキューを行 い、グランドゴルフ、ビンゴゲーム、花火大会な どを行う。	
小口川 賽の神	1月	集落住民の無病息災を祈願する。	
新飯田 植栽（花いっぱい運動）	6月頃	集落住民でプランターに花の苗を植え、集落内の 道路に配置。ほか、各戸に花の苗を配付。	
岩船駅前 下水清掃、空き缶ゴミ拾い	4月 3日 10月16日 (予定)	集落用排水路の清掃と集落内の道路脇のごみ拾い を行う。ごみ拾いは春と秋の2回行い、景観維持に 努める。	
岩船駅前 花いっぱい運動	5月～10月	5月から10月の期間中、水の管理や毎月1回植栽を 行う。	
岩船駅前 集落交流会	6～7月	集落内の子どもから大人までゲームやバーベ キューを行い親睦を図る。	

※事業はコロナウイルス感染状況に応じて随時検討する

令和4年度 西神納地域まちづくり協議会 収支予算（案）

1 収入

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比較	説 明
1 交付金	1,672,000	1,677,000	▲ 5,000	地域まちづくり交付金
2 諸収入	247	529	▲ 282	利息等
3 繰越金	144,253	1,135,471	▲ 991,218	前年度繰越金
合 計	1,816,500	2,813,000	▲ 996,500	

2 支出

（単位：円）

科 目	本年度	前年度	比較	説 明
1 報償費	262,000	262,000	0	会長 24,000円×1名=24,000円 副会長 18,000円×1名=18,000円 監事 2,000円×2名=4,000円 運営委員 12,000円×18名=216,000円
2 会議費	18,000	50,000	▲ 32,000	お茶代
3 事務費	130,000	156,000	▲ 26,000	事務用品、印刷費、郵便料、振込手数料等
4 研修費	35,000	80,000	▲ 45,000	研修会場借上げ料、講師謝礼、費用弁償等
5 事業費	1,320,000	1,260,000	60,000	
集落事業	500,000	600,000	▲ 100,000	各集落事業
地域事業	820,000	660,000	160,000	地域事業、連携事業、中学生以上全住民アンケート、合同防災研修会等
6 予備費	51,500	25,000	26,500	
合 計	1,816,500	2,813,000	▲ 996,500	

※ 予算の支出科目に不足が生じた場合は、他科目より流用できるものとする。

第3号議案

西神納地域まちづくり協議会役員の承認について

西神納地域まちづくり協議会役員の選出について、次のとおり承認を求めます。

(敬称略)

役 職	氏 名
会 長	齋藤 美千男
副会長	森田 義孝
監 事	登坂 都代吉
監 事	大倉 耕吉

令和 4年 4月 6日 提出

西神納地域まちづくり協議会 会長 竹内 友二

令和4年度 運営委員、代議員名簿

運営委員名簿

(敬称略)

集落名	氏 名
南田中	木村 康嗣
南田中	大倉 拓也
牧 目	白井 和紀
牧 目	木村 拓也
九日市	森田 義孝
九日市	磯部 利也
松喜和	齋藤 美千男
松喜和	坂上 慎治
今 宿	平山 稔
今 宿	三科 政幸
大 塚	鈴木 優
大 塚	平山 静一郎
湯 端	佐藤 秋治
高御堂	平山 和幸
小口川	小川 英伸
小口川	竹内 啓裕
新飯田	鈴木 嘉章
新飯田	仲山 勝
岩船駅前	鈴木 謙輔
岩船駅前	松田 忠行

代議員名簿

(敬称略)

集落名	氏 名
南田中	佐藤 国利
南田中	大倉 与晴
牧 目	小川 清
牧 目	島田 時雄
九日市	登坂 都代吉
九日市	細野 一
松喜和	大倉 耕吉
松喜和	登坂 龍雄
今 宿	三科 清澄
今 宿	近藤 仁一郎
大 塚	平山 和夫
大 塚	平山 正明
湯 端	佐藤 忠衛
湯 端	佐藤 稔
高御堂	平山 順治
高御堂	平山 千恵美
小口川	竹内 勇一
小口川	鈴木 佐登志
新飯田	長柄 栄
新飯田	竹内 源一郎
岩船駅前	石田 善博
岩船駅前	工藤 辰義

西神納地域まちづくり協議会規約

平成 24 年 3 月 22 日制定

平成 25 年 4 月 24 日改正

(目的)

第 1 条 本会は、西神納地域の住民がつながりを持ち、地域課題や要望を話し合い、支え合いながら地域住民が一体となって、安心して暮らし続けられる地域を実現することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会は、西神納地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の主たる事務所は、神林支所地域振興課自治振興室（村上市岩船駅前 56 番地）に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第 5 条 本会は、西神納地域に居住する人をもって構成する。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 会長、副会長は、運営委員の互選により選出し、総会の承認を得る。

3 監事は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営委員)

第9条 運営委員は、集落区長から推薦を受けた者とし、運営委員数は別表のとおりとする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により選出された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第10条 代議員は、次の者とする。

(1) 集落区長。ただし、集落区長が運営委員に選出された場合は、その代理者とする。

(2) 集落区長から推薦を受けた者、各集落1名。

2 代議員は、総会において運営委員会が提案する議題を審議し、議決する。

3 代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の過半数から請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員の中から選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、この規約に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。

(2) 規約の制定及び改正に関すること。

(3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。

(4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 代議員の現在数及び出席者数

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、会長が必要に応じて召集し、議長となる。

2 運営委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 本会運営の基本的な事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 事業の実施運営に関する事項
- (4) 緊急を要する重要事項
- (5) その他必要な事項

3 会長は、必要あると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

4 運営委員会は、緊急事項を決議することができる。ただし、その決議事項は、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

5 事業実施のための検討組織を設けることができる。検討組織の構成等は、運営委員会で別に定める。

(事務局)

第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局員を置き、神林支所地域振興課職員を充てる。

3 事務局員は、本会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 本会の事業計画及び収支予算は、運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準にして収入支出することができる。

(監査)

第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第19条 この規約は、総会において出席代議員の過半数の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第 21 条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附則

この規約は、平成 25 年 4 月 24 日から改正施行する。

別表 (第 9 条関係)

集 落 名	人 数
南田中	2
牧 目	2
九日市	2
松喜和	2
今 宿	2
大 塚	2
潟 端	1
高御堂	1
小口川	2
新飯田	2
岩船駅前	2
合 計	20

西神納地域まちづくり協議会

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前 56 番地

電 話 : 0254-66-6122 (直通)

F A X : 0254-66-6110